

INFORMATION 暮らしの情報

福祉健康

訪問歯科健診事業のご案内

新潟県では、在宅で介護が必要な高齢者や重度の障がいをお持ちの方で、歯科医院へ通院することが困難な方も歯科保健のサービスが受けられるように、歯科医師会と協力し、訪問歯科健診を行っています。

歯科医師と歯科衛生士がご自宅を訪問し、歯科健診を行うとともに歯や口腔に関するご相談にも応じます。(無料)

なお、健診の結果、治療が必要であると診断された場合には、引き続きご自宅で治療を受けていただくことも可能です。(保険診療となり有料です)

申込み・お問い合わせ

佐渡保健所 ☎74-3403

子育てが楽しくなる勉強会



「ペアレントトレーニング」

発達障がいなどを抱える子どもの親を対象とした子育て勉強会です。子どもの行動特徴を客観的に観察し、対応のコツをみんなで話し合いながら学びます。

開催時期 5月から(月2回・計10回)

午後3時～5時

会場 金井小学校

参加費 1家族2,000円(資料代など)

申込期限 4月20日(金)までに申込書を提出してください。

詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所社会福祉課

児童家庭支援センター

☎63-5222

協会けんぽに加入のご家族(40歳～74歳の皆さまへ)

24年度の健診に必要な『特定健康診査受診券』を3月末にお送りしました。

協会けんぽ(全国健康保険協会)では、協会けんぽに加入のご家族のうち、40歳から74歳の方を対象に健診を実施しています。対象となる方は、住民健診(集団健診)会場、または協会けんぽと契約している健診機関で受診することができます。

24年3月末にお勤めされている方の事業所宛に『特定健康診査受診券』(以下「受診券」)をお送りしましたので、健診を受診の際には必ず「受診券」「保険証」「自己負担金」をお持ちください。なお、退職等により保険証をお使いいただけなくなった場合は、受診券も使用することができませんのでご注意ください。

※24年1月以降、新たに協会けんぽに加入されたご家族の方は、「受診券」の交付申請が必要です。交付までには、1～2週間程度の期間を要しますので、受診される日までに十分な余裕を持って申請してください。

お問い合わせ

協会けんぽ新潟支部 保健グループ
☎025-242-0264

おわびと変更

3月25日発行「市報さどお知らせ版3月号」5ページの、「こころの健康相談会の開催」について、日時を変更します。4月23日(月)午前9時30分～11時30分と記載されていますが、変更後は4月23日(月)午後2時～4時となります。その他の事項につきましては、掲載のとおりとなります。お申し込みをされる方は、お間違えのないようご確認ください。

お問い合わせ 佐渡保健所 ☎74-3403

司法書士による無料法律相談

★面談方式です。

事前にご予約ください。

日時 4月23日(月)～27日(金)

午後1時～午後5時

場所 市内の各司法書士事務所

- ・土地や建物の売買、贈与、相続、担保権の設定等の手続き
- ・会社・法人の設立、変更等の登記問題
- ・建物の新築、増築についての手續き
- ・金銭の貸し借り、借地・借家等のトラブルの申し立て
- ・多重債務者の調停、訴訟、自己破産等による救済の申し立て
- ・訪問販売の解約、保証人、隣地間のもめ事等の手續き
- ・家庭内の人間関係と結婚、離婚、内縁等の問題の手續き
- ・高齢者の今後の財産管理等(生前贈与・遺言・負担付遺贈・死因贈与・信託・財産管理委任契約等の手續き)

その他、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

司法書士会佐渡支部
☎55-3117

